

Title	諏訪時代の上總介忠輝(上)
Sub Title	
Author	阿部, 秀助(Abe, Shusuke)
Publisher	三田史学会
Publication year	1922
Jtitle	史学 Vol.1, No.2 (1922. 2) ,p.231- 243
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19220200-0231">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19220200-0231</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 諏訪時代の上總介忠輝（上）

西暦千六百十三年十二月（慶長十七年十一月）から千六百一十四年一月（元和九年十一月）迄、平戸に於ける英國東印度會社の商館長であつたルイチャル・カクス即ち Richard Cocks の日記に屢々現はれ居る Calsa Samme<sup>(1)</sup> は徳川家康の六男上總介忠輝（幼名辰千代）<sup>(2)</sup> である。而して此薄倖の貴公子は今静かに南極の一小都市に眠つて居るに不拘、彼は確かに徳川初期の日本史が產出した一種の世界史的運命の體得者である。

1. Diary of Richard Cocks, by N. Mura-Kami, Vol. I. p. 10, 78, 79, 80, 116, 163, 164, 211.

彼は何れの時代何れの處に生れしやに就きては新井白石の藩翰譜は何等吾人に示す處なく、諏訪貞松院<sup>(1)</sup> の所藏である松平上總介源忠輝一代記には「文祿元年壬辰九月遠州敷智郡濱松ノ城ニ於テ誕生」もあるも、家康は既に天正十八年八月朔日を以て江戸城に移り、濱松城は堀尾吉晴代つて之れを領せしより見れば忠輝一代記の濱松城は恐らく江戸城の誤りではないかと思ふ。現に諏訪鮎澤氏の藏書である忠輝記には「神君御六男從四位下左少將兼上總助忠輝殿御事天正二十年於江戸城誕生」と記されて居るのである。以上の點よりして論者は忠輝其人の生年月を以て文祿元年となし彼の誕生地を以て江戸城と推定せんとするものである<sup>(3)</sup>。而して彼は家康の側室中最も「ロマンチック」の要素に富み且つ白石を

して「才ある物がたり多き御方也」と稱せしめし於茶阿の局即ち後ちの朝覺院殿の腹に生れしに不拘、其容貌が極めて醜かりし結果、父家康の愛を被むること薄く、僅かに皆川廣照の厚意によつて彼は彼の幼年時代を無事に経過するを得たのである。(四)

二、諏訪の貞松院は忠輝の菩提寺で、角間川に近く西陣町にあり、此寺の附近には併人曾良を葬つた正願寺や、法光寺、高國寺等がある。

三、徳川實記(續國史大系第九卷頁一八八)に大業廣記を引用した次の如き記事がある「天正十八年七月小田原の城落去しければ、」の度の勸賞に北條が領せし關東八州をもて。當家の駿遠三甲信の五國にかへ進らするよし開白申定られしこそ。君御遷移の事を御いそぎ有て。同じ八月朔日にはや江戸の城に移らせ給ひ。又下々に至りては八九兩月のころおほかだ引還りすみければ、大阪へ御使つかはされ。五ヶ國引渡さんと有しかば。秀吉大に驚かれ淺野長政にむかひ。三遠甲信の四國はいそがば此頃にも引移るべけれ。駿河は其居城なり。それを引拂といふも。速なるも限ある事なれ、いかでかくは辨せしならん。すべて徳川殿のふるまひ凡廬の及ぶ所にあらずといはれしこぞ」

四、忠輝の生母に就きては忠輝一代記には「母金谷山田某女也、有故奉仕大權現」とあり、藩輪譜には山田氏以貴小傳を引用して次の如く記せり「遠州金谷にて八さいふ隕き者の妻なり。此所の代官某の妻の美目よきに心をかけ男に非法をふせて殺し、妻を奪はんこせしが茶阿三歳の幼女を抱き逃げて濱松城に入り御前に訴ふ。頃て代官を罪科に行れ茶阿は留置かれ召仕はせ給ひ。第六の辰千代殿第七の松千代殿をうめりとあり」

忠輝の容顔が極めて醜かりし事に就きては一代記には「辰千代生レ付、色黒ク、美目悪ク。見ヘサセ給フ。故ニヤ大權現深尊意有テ。是ヲ捨サセ給フ時ニ下野國住人皆川城主皆川山城守藤原廣照。是ヲ申請テ養育シメ。」<sup>ミ</sup>あり、藩輪譜(第十一、頁三)には「世に傳ふるは介殿生れ給ひし時。徳川殿御覽じけるに色きはめて黒く。皆さがさまに製けて恐しげなれば惜ませ給ひて捨てよと仰あり。皆川山城守廣照こりて養ひ參らせ。辰千代殿を名づけまゐらす。七歳にならせ給ふ時、此御子をかくしくまします事

共聞召され。いかにや生ひたちねらんと召さる。つゝくと御覽じ。おそろしき面魂かな三郎が幼かりし時に遠ふ所なかりけり  
と仰せけり」とあり。而して以上の事實を裏書するものは忠輝一代記の奥書にある直接彼に接せしものゝ言である。即ち同記の  
最終の處に「御長はひきく御眼は大きく逆つりてすさまじき御容體にて候由右之越高島清水丁田中頼右衛門、同藤八と申者忠輝  
公の御草りを相勤候由云々」があるのでそれである。

皆川廣照のこととは藩翰譜(第十一頁四十一より四十二迄)が最も其要領を盡して居ると思ふ。即ち廣照は秀郷將軍九代の孫小山  
下野大様政光が嫡男下野國の住人長沼五郎宗政が十七代の後胤で、廣照の五代の祖長沼淡路守秀宗(嘉吉の娘の人)皆川の城に  
移り。秀宗が孫宮内少輔宗成初て皆川と名づけたのである。小田原北條が起るに及んで。此家の補官として天正十八年の春開  
白秀吉が小田原に攻め下りし際には廣照は成田及壬生の人々と共に北條陸奥守氏輝に隨て出島口に出向つて助戦はんとせし  
が三月廿九日山中の城落ちて明れば四月朔日家康の先陣宮城野に攻め入ると聞えしを以て氏輝等小田原の城に引き返す。同八  
日明日寄手小田原の城攻めらるべしと聞えしを以て廣照密かに城中を忍び出て家康に付て秀吉の陣に降参し。よりて以て北條  
氏亡びし後も皆川の地を失ふことなかつたのである。

文祿二年の冬、三州長澤殿即ち家康の妹婿松平源七郎康忠世を去りしを以て、忠輝の弟松千代之れが  
相續者となりしが、彼亦た慶長四年正月六歳を以て天死するに至りしを以て廣照は長澤家の老臣小野能  
登守吉國と謀つて辰千代を之れに代ゆることに家康の許を得るに至つたのである。(五)

五、忠輝一代記には「辰千代最早段々御成人有シカバ三州長澤松平上野介跡御舍兄万千代丸信吉早世ニ依テ長澤家断絶ニ及故、彼皆  
川山城ハ長澤家之老臣小野能登守ト相談セシメ辰千代ヲ以テ相續ス此旨言上ニ及此ニ始テ辰千代大權現ヘ御對頭有之文祿三年  
甲午春長澤家ヲ相續被成」とあり。又、同書の上註には「長澤松平上野介康忠死依之武田万千代繼長澤家、雖早世依而皆川小野相  
儀忠輝ヲ長澤ノ家督ス云々康忠室清康女也」とせるもこれは何にかの誤りであると思ふ、何んとなれば慶長七年十一月に第五男  
武田万千代丸信吉は下總佐倉より常陸の水戸に轉封せられしを以てよある。只だ一代記が「文祿三年甲午春長澤家ヲ相續被成

ル」の下に「此度上州深谷一萬石拜領長澤舊臣等の領知合而一萬七千石」とあるは藩翰譜以外に於て吾人の見出し得た一新事實である。

而して慶長七年十一月武田萬千代丸信吉が佐倉より水戸に轉封せられし後ちを受けて同年十二月一躍、一萬石から佐倉四萬石の城主となつた忠輝は更に翌八年二月信州川中島に於て十四萬石を領し同年四月には秀忠將軍に宣下せらるゝと共に彼は從四位下右近衛權少將になされ上總介を號したのである。(六)而して此川中島時代は彼にとつては運命の回轉期で、斯くの如き回轉をなさしめた動機の第一は當時無双の才覺者とも無双の出頭人とも稱せられた大久保長安が之れが政治上の後見役をなしたことである。由來、家康が武田氏滅亡後の甲州武士に厚つたことは岩淵夜話及武功實記の吾人に示す處で、例者、前書によれば「甲州御手に入し時、平岩七之助親吉もて代官の職命せられ。奉行は成瀬吉右衛門定好、目付は岩間大藏左衛門、また甲州人もて沙汰聞の役とせられ。専ら國中の動靜を告ぐべしと命ぜらる。その年に教へ給ひしは。おほよそ國を治るに國へ親附せざれば何事もしれ兼るものぞ。沙汰の二字は小石と沙と土の入雜りてわけかねるを。水にて動し洗へば上流れて小石あらはるゝなり。見えざれば洗はん様もなし。吾人のためにあしからぬ程の事ならば。聊物とりてもくるしからじと仰けり。又信玄の諸士の忠孝を正し給ひ。武功の譽ある者は其證狀を奉らしめ新にめし抱へられ。あるは本領安堵の御書を賜ふあり。あるは舊地削らるゝもあり。又、武田代々の香火院惠林寺は右府が爲に焼かれしを。形のどごく再建せしめ。歴世の靈牌どもをすへ置きて費用の金を下され。勝頼自殺の地にも供養のため一字を創被せられ。かくとりぐ郵典を施されしかば。國人はなべて御仁政をかしこみ三たび。心をよせ奉ら

ざる者はなかりしとぞ」又た後者には「甲斐の一條、土屋、原、山縣が組の者共は、おほかた井伊直政  
が組になされ。山縣昌景が赤備いと見事にて在として。直政が備をみな赤色になされたり。この時酒井  
忠次に甲州人を召しなづけられんとおぼしめせども。それより若年の直政を引立むが爲に。かれに附屬  
せしむと宣ひければ。忠次承り。仰の如く直政若年なれども臆せし様にも見え侍らねば。かの者共附け  
給はばいよ／＼勉勵せんと申す。その比榎原康政。忠次が許に來り。甲州人を半づゝ引分て。われと直  
政兩人付らるべきに直政にのみ預られしは口惜くも侍るものかな。康政何とてかの若年ものに劣るべ  
きや。此後もし直政に出手は指違へんと思ひ。今生の暇乞に參たりといへば忠次さて／＼御事はちこ  
なる人哉。殿には我に預けむと宣ひしそ、我勧めたてまつりて直政に附しめし也。さるを聞分すして卒  
爾の舉動もあらば。殿へ申すまでなし。汝が妻子一族をみな串刺にしてくれんするものを。以ての外に  
いかり罵りけるとぞ」とあり、事實、家康は天正十年武田の舊臣等民間にかくれし者を尋出す爲め柏坂  
峠に旗を樹てゝ彼等を招きしことあり、而して同じ甲州武士の一人に大藏大夫と稱するものがあつた。  
彼れは武田信玄の猿樂師であつたが、其二子は世の所謂、才覺利發のもので長は土屋新之丞と稱し、彼  
は天正三年三州長篠で討死したのであるが、弟は兄に劣らぬ利發者で武田氏滅亡と共に浪々の身とな  
つたが天正十年家康中州に入國の際、彼の利根に感じて遂に登用して大久保相模守忠隣の幕下となし其  
苗字を與ふるに至つたのである。當時鎌先にかけては天下一と稱せられた三河武士も所謂座敷の上の御  
伽噺や會計のことと無下に卑しみ又、堪能でなかつたことは主人家康をして、ほとほと困せしめたよう  
である。(七) 即ち岩淵夜話別集に「或夜御咄に家康若年の頃は、三州半領し、夫れより段々大身となり、

今關八州の守護となる。然れども當時日本にて毛利輝元と家康程國數を領する者諸大名になし。然れども金銀と云物は思ふ様に持ぬ物なり。金銀とぼしくては何ぞに手のまいらぬ事も有物なればいか程有ても能き物なれども。金銀を貯には藏入を多くせねば不成、藏入計多くては人を持事不成何と云ふべき事ならば人を多く持ち金銀をも多く持様、成積りは有間敷事かと仰られ御笑被遊云々」とあり。然るに此際猿利根とも無双の才覺者とも稱せられた長安は末座にありしが早くも家康の意中を察し、其翌日、青山藤藏を経て主人家康に自己の意中を洩した中に「夜前殿様御意遊る通り金銀のたくはへと申は御領知の百姓どもに高面を仕掛け取納御藏の米大方有様に仕り、是を賣代替申か、又は山川の諸運上を過分に御取なさるゝか此兩様の外は無御座候、然れども左様に遊され候にては御領分の萬民迷惑致候御仕置もろくに遊され御家中侍衆も多召仕れ候にと思召候にては、とにも角にも御用金のたまり可申子細御座候是に付私存寄り候は御領分之内所々の山を吟味仕候は「金銀、銅、鐵、鉛等の出候山のなきと申事は有間敷候、功者の山師金掘を呼集め掘せ見申度義に候。若、金銀多出候へば其の國の賑ひに罷成、第一土中に埋れし儘の金銀を取り出し御用立候へば何の障にも不罷成。御重寶なる義に奉存候」とありしが其後、彼の言は適中して多量の金銀は伊豆より石見より又た佐渡より産出せらるゝに至つたのである。現に徳川實記慶長八年八月の條に「八月朔日たのもの御祝として大内へ御太刀折紙を進らせ給ふ。在京の諸大名まゝのぼり當日を賀し奉る。石見國の土人安原傳兵衛おがみ奉る事をゆるさる。傳兵衛さきに國中の銀鑛を搜得て大久保石見守長安にうたへしかば。長安是をゆるして掘らしむるに年々に三千六百貫あるは千貫二千貫を掘出て上納せしかば長安大によろこび其事聞えあげしにより。けふ召て見えしめら

る。傳兵衛は一間四面の洲瀆に銀性の石を蓬萊のかたちに積あげ車にて引てさゝぐことに御感ありて參謁の諸大名にも見せしめらる衆人奇珍なりとて稱嘆せざるものなし。御湯殿上日記、銀山記）世につたふる所傳兵衛（一に田兵衛に作る）備中早島の産なりしが。年頃銀山を搜索しけれど尋得ざりしかば。おもひくして同國清水寺の觀音に參籠して祈請丹誠をこらしける。七日にみつる夜不思議の異夢を蒙り鍵を授らるゝとみえかへり。其後銀山を求得て其時金銀山奉行大久保石見守長安にうたへ、公の御ゆるしを蒙りて掘はじめしに銀の出ることおびたゞしく年々公にみつぎすること若干なり。故に此年噴石州の銀山に諸國の者あつまり來り。山中の繁昌大分ならず。京堺にもおどらぬ都會となり、傳兵衛が家は其富をなし。召つかふ家僕千餘人に及べりといへり。この時銀性の石を車につみ御覽にそなへ御感を蒙りしをもて今も石見の國より大阪城の府庫に納る稅銀は車をもて引事を住所に傳へたりとぞ（銀山記）」とあり、而して長安は慶長六年に石見銀山の奉行となり、更に同八年には佐渡金山の奉行となり、其間に於て彼の生活は著しく驕奢を極むるに至つたのである。即ち彼は恰も日本に於ける總代官の如く自己の屋形を壯麗にし、又石見及佐渡に赴く途次には家來の外に美女數十人を輿に乘せて通行するのを常としたのである。慶長年錄は此間の消息を洩して、「毎日女かぶき火はおどりを見物すと也。日本一のおどりものなれども。無双の出頭人にて誰人も其の様子を不申上候故也」と云つて居るのである。斯くて彼の政治上に於ける地位も家康の財政的渴望を醫するに比例して向上し、遂には從五位下石見守に任せられ武州八王子を領し、其座班は本多上野介正純の下、安藤正次の上席となり、時の人々は無代の珍事よとづやぐに至つたのである。殊に駿府に於ける彼は本多上野介正純と共に家康の帷帳に參し獨り理

財の事のみを司どりしのみならず同時に政務上に干渉せしことは慶長十四年九月丹波篠山城普譜奉行内藤金右衛門改易の處分に照して之れを知るを得るのである。以上述ぶるが如き驕奢的生活と政治的地位とを有した大久保長安が信州川中島の藩政に關係したことは年少の忠輝をして著しく放逸な生活に導くに至つたことゝ思ふ。尙ほ當時、忠輝の寵臣に花井三九郎なるものがあつたが彼は容貌美なりしの故を以て於茶阿局之れを愛して自分が曾つて金谷にて生んだ娘を之れに配したのであるが、其後長安は彼を利用する一策として己れの一子右京に彼の娘を配したのである。斯くて忠輝に對しては異父同母の姉笄たる關係にあると共に、當時無双の出頭人たる長安と姻戚關係を結びしことは彼をして益々勢力を得しむるに至り、隨つて舊臣と相納れず其結果は慶長十四年に至つて破裂するに至り、同年九月信州飯山の城主として且つ忠輝につけられた皆川廣照を初めとし山田長門守松平讚岐守親宗等之れを憂ふて相共に駿府に訴ふた際に家康怒りの聲あらあらしく「その三九郎男には、小鼓うたひなど教へよごそ云ひたれ。誰が許しければ、かく受領して家の事こり行ふらん不思議さよ。速かに召す可し屹て糺聞すべし」と云ひしに不拘、三九郎には何の譴もなくて却て要なき廣照は流刑となり、殘餘の二人は刑場の露と消ゆるに至つたのである。斯くの如きは於茶阿局と大久保長安とが大奥の内外に於て著しき勢力を有せしに歸す可きである。(八)

六、徳川實記慶長七年十一月の條に「御五男武田万千代丸信吉のかた。下總國佐倉より常陸の水戸に移させ給ひ。此月々都にのぼり萬機を沙汰せられ。明る八年正月には御九男五郎太丸を甲斐國に封せられ。池田輝政に備前一國を加へ給ひ。森忠政に美作を賜ひ。御七男上總介忠輝朝臣は下總國櫻井より信濃國川中島に轉封せらる。すべて治世安民の御沙汰ならざるはなし」との中に

ある「櫻井」は云ふ迄もなく佐倉なりとす。次ぎ忠輝が川中島に移る以前に於ける此方面的領主は森忠政なりしが如し徳川實記慶長八年二月の條に「森右近大夫忠政との六日信濃國より美作國に轉封せられたるをもて。信濃國川中島。松城。飯山。長沼。牧の島。稻荷山。五か所の城塞を保科肥後守正光に勤番せしむ」とあり。即ち忠輝松代へ入城迄保科正光之れを預りしが如し。最後に川中島に於ける忠輝の知行高は藩翰譜は十八萬石となし。忠輝一代記は「信濃國川中島へ移り十四萬石拜領被仰付」とあり。論者は前者に従つたのである。

七、家康が理財の才に長ぜしことは小田原陣の際米價騰貴してやまざりしかば、これが引下げの一策として出來丈け高く買せし故小田原は米價高しとの評判立ら海陸より我先きにと持込むに至りしを以て俄に米價下落せしことあり。又、天野逸話前橋聞書に「上の儉素におはしますこしらで。世には吝嗇に過てたゞ貨賣のみ收縮し給ふと評したてまつるを聞しめし。上府に金を集るときは世間に少ければ。人はみな金銀を大切に思ふゆへ。諸物の價をのづから低下する理なり。金銀世に多ければ物價たかくなりて。世人艱困するよし松平右衛門大夫正綱に仰られき。又駿河に御座の時米價の騰貴すると聞しめせば速に御廩を發て賣渡さしめ低下のときは官金もて購求して御廩に納めらる。かゝりしかば米價をのづから平均して姦利を射る者なかりしどぞ。これも世の心得のものは。よく綜理の事どかせらるゝこしらで。上様にはよくあきなひをあそばせらるゝといひしとか」又、翁物語に大阪夏陣當時のこととして城中の落人を捕へ來りしに。御前へめし出て。さまで城中のさまを御尋問あり。このごろ城中の米價は何ほどするぞ。又矢狹間一間に足輕何人塙一間に士何人。其外の遊兵は何程、米廩の數はいくつあるなど追々に詰問せしめ。その答へし處を目録にしるさしめてこれを合計せしめ、又、城中にて餅をひさぐやと問せ給へば。いかにも賛候といふにより。餅にする白粉と小豆の價を尋ね給ひ。さて土をして餅の形大中小三様に作らしめ。かたきとゆるきかけんなわから。この中のいづれの「こ」なりと問せ給へば、ゆるき方を指し是等なりと申す。さては城中には米も小豆も少きとみえたりとて。その者の髪をそり落して城に放ち入しむ。其者城中に逃がへり。諸人にしかぐのよし語りてきかすれば。後藤又兵衛基次。大野修理亮治長等大御所の餅の詮議は今はじめて聞たり。とにかく何をきくもなるまひぞと舌を振ひしこぞとなり「更に駿河土塵に「江戸の米廩に納めらるゝ所の米員あまりにをほくて。をのづから欠米を來し。且は諸國よりの運貨も莫大なれば米廩の數を減

せられば何ばかりの御益ならんと勘定頭より申出しに。殊の外御けしきあしくて廻數多ければ欠米多くて益にならぬといふ。ことは我元より是を知れり。さりながらよく考ひ見よ。もし事變ありて國々の米當地へ運輸する事あたはざるか。又は水旱の災ありて都下の米價騰貴せば當地に輻輳する五萬の人民みな飢に苦しむべし。さらも時のためをもおもひてこそ無用と知りながらも常々多く貯置しむるなり。なみくの勘定役など勤る者はこもがくもあれ。汝等頭ともなりて之下の會計をも掌る者がさる淺薄の心得にしてかなるべきがございたく「ましめたましこなり」而して家康が必ずしも儉約其者に因はれざりしことは大阪覺書老人雜話、古人物語、武徳編年集成を引用せる德川實記附錄第十四に「板倉伊賀守勝重に命ぜられ。このたび、大阪冬陣」從行の諸軍三十萬の人衆へ日毎に千五百石づゝ糧米を給ひ。遠國の者へは一倍をまして下され。また銀をも下さるべし。加賀仙臺などへは將軍家より三百枚君より二百枚合せて五百枚森美作守忠政の列には二百枚に百枚合て三百枚なり。其次俸米を賜る者人員をまして俸米を受けるものありて上を歎く者少からざればきと糺明せんと聞え上しに節儉も時にこそあれ。城中へ寄手の多勢のしるゝは俸米による事なれば何程もおほくあたへんこそふけれど仰られぬ」斯くの如く理財の才に疎からざりし彼も其部下にはこれが才を有するもの比較的少なかつた様である。駿府時代の逸話として駿河土産及岩淵夜話別集等の傳ふる處によれば「駿河で若き女房達よりござりて。あの常慶坊ほど情なくにくき者はなしと口々にそしり居たりしが。つとまし覗かせなまひも候はず御厨より日々送りこし候淺漬の香物あまりに鹽辛くて老若ども給かね候へば今少し鹽をかろく漬候やういたしたしと御厨方へ申送るごとくども常慶さらに其詞を用ひず。今に鹽からく漬候ゆべ。朝夕に給り候ものたゞかね候て常慶をそしり候と申しければ。そは女共の憤にも理りなり。常慶にそのむね命すべきなりと仰られしが。やがて外殿に出給ひ常慶をめして厨所にて朝夕用ゆる味噌香物鹽から過て女房等食し兼るよし聞ゆれば此後は今少し鹽をかろく、たし候へと仰られしかば常慶つゝしんで承り。このまゝ御傍にすゝみより何かひそかにさゝりきしに御笑ましまととかくも仰もなし常慶は退き御側にまかりし人々此様を見あつしがりて只今は何事をひそかに申上で。上にも御笑ひありしにゆき問けれど常慶さればこの事に候。各方も間給ひしことを津浦大根の纏をかろく仕候へとの仰に候。今のことと禱辛く漬させ候であつ。朝夕の用ひが大

よしきを。女房達の好みのごとく鹽が減いたし候はゞ何ほどの費用に及ぶべきもはかりがなし。女房達の申詞など聞しめきわ  
様にわたらせ給ふこそ。なるべけれど申上しなりと答ひしこそ。此常慶といふ者本氏は松下にて藏主安綱と稱し。はじめ瀧松  
の二諦坊の住職にてありしが三性賦稅の事に精しければ。駿府租稅の事を司り。御厨の事をも沙汰し、年久しくつたへたる者  
人にて今も松下といへる御家人は此坊が後胤なり」とあり。なほ家康が部下に情の厚かずしことは寛元聞取書及武野燭談に「  
白あるとき君をはじめ毛利宇喜多等の諸大名を會集せし時わが寶とする所のものは盧堂の墨蹟、栗田口の太刀などはじめ種々  
かぞへ立てさせ各にも大切に思はるゝ寶は何ぞとはれしかば毛利、宇喜多等所持の品々を申けるに君ひとり黙しておはし  
ければ徳川殿には何の寶をか持たせらるゝといへば君それがしは立らせらるゝ如く三河の片田舎に生立ねれば何よりづらか  
なる書畫調度を蓄へし事も候はず。さりながら某がためには水火の中に入ても命をおしまざるもの五百騎ばかり侍らん。これ  
こそ家康が身に於て第一の寶とは存するなりと宣へば關白いささが耻らふさまにてかゝる寶はわれもほしきものなりといは  
れしこそ」。さあるにて其一般を察するを得るのである。

八、藩翰譜第十一上總介殿の條に「世に傳ふる所は初め大御所の召仕れし小童に花井三九郎。と云ふもの亂舞堪能の者なりければ介  
殿いそげなくまします時この事教へ申せさて參らせらる。やがて於茶阿の御方が昔まうけし娘にあはせけり。介殿の異父同  
母の御姉聟なりければ双なき御覺えて遠江守に受領し家の事司どる介殿かれが申さん程の事は如何なる事をも用ゐ給はず  
と云ふ事なし宗徒の御家人等はあるにもあらず善からぬ御振舞のみ多く國々の上下歎き苦しみければ皆川山田等此由を貪ふ、  
大御所聞召されて甚だ驚かせ給ひ、その三九郎男には小鼓うたひなど教へよそこそ云ひたれ、誰が許しければかく受領して家  
の事とり行らなん不思儀さよ速かに召すべし事と糺問あるべしと以ての外に御氣色損じたり於茶阿の局大に驚き嘆きて大兵  
衛殿常陸介の御母上を初め御歸依の僧達に至る迄深く顧みて花井が罪まゆかれん事を歎き申し又介殿へもかくと告げ申され  
しかば國府に馳せ参らせ給ひて如何に仰せ披かれけん花井は罪まゆかれ三人は罪かうぶりたり。

次ぎに彼が史的運命の回轉に對する第一の動機は秀忠が慶長十年四月十六日を以て征夷大將軍正二

位内大臣となり、併せて淳和院學兩院別當源氏長者とせられたことである。それより先き慶長五年の頃家康は大久保相模守忠隣、本多佐渡守正信、井伊兵部少輔直政、本多中務大輔忠勝、平岩主計頭親吉等の老臣を集めて嗣子に就いて相談したことがある。其際、正信は三河殿武勇絶倫智謀淵深なると長子たるの故を以て之れを嗣子たらしむ可しこ提議し直政、忠勝、親吉は各自の意見區々であつたが、忠隣は之に對して中納言殿謙遜の志深く孝心厚きと共に文武智勇兼ね備はれるの故を以て秀忠を推薦したのであるが、當時家康の意志が秀忠に動いたことは事實で但、秀忠は將軍に任せられた後に於ても大阪落城に至る迄は彼に實權の存しなかつたことは駿河土産にある次の記事に依つて之れを知るを得るのである「浪花の役既に畢り御參内等も事ゆへなく済せられ。兩御所江戸駿河に還御あらむとするにをよび。將軍家より宿老もて伺はせ給ふ事ありて二條城に伺公せしに御前へ召出され是迄は思召旨もありづれば。將軍家より天下大小の機務御參議あるごとに御意見をも仰遣されしが此後は何事も將軍家の尊慮にまかせらるべし。かさねて駿府へ御諮詢あるに及ばず、たゞひ御商量あるとも御答に及ぶまじ、よく「このむね申上よと仰られぬ」斯くの如く秀忠が未だ將軍として完全に實權を有せざりしこと、慶長十二年薩摩守忠吉と越前黄門秀康卿が相次ぎ世を去りしことは又忠輝をして彼の政治的運命を向上發展せしむる機會を與えしものである（九）。更に第三の動機は泉州堺の茶匠今井宗薰の媒酌によつて慶長十一年十二月伊達政宗の娘を娶つたことである（十）。忠輝一代記に「同（慶長）十一年丙午十二月二十三日奥州仙臺城主松平陸奥守藤原政宗息女婚禮有之云今月入輿有之ニ付テ政宗從御輿添トシテ瀬上丹後、橋本丹波、坂將監、鈴木茂左衛門等隨從也」とあり、想ふに彼の母が於茶阿局として大奥にこきめくと共に

舅は奥州一の弓取たり、又、自己を後見する者が日本に於ける金銀山の奉行として非常なる勢力を有せしことは勢ひ忠輝をして其年少氣銳の精神を當時の政治的暗闘に向けしむるに至つたのである。

九、家康の意志が政治上尚ほ重要な要素であつた一例として論者は秀康に關する一逸話を紹介したい、之れは天元寶記及貞享書上より引用せしものである「秀康廻の病中にかねて佐の局にて君にもしろしめしたる女房を駿河に進らせられ秀康こたび重病にかかりとても世にあらむることも思ひ侍らねばうちへこのふし仰進らせらるゝなり。君聞召驚かせ給ひ。わが子多き中にも秀康は長子といひ殊更勇烈にして度々軍功もありしものなり。さるをたゞ越前一國のみあたへ置ては本意ならず此度の病平癒せばその祝儀として直に下野のうちにて二十五萬石ましあたへ百萬石になし下されむ。汝とく越前にかへりこの旨申聞て慰めよ」と仰ありて御書付を下されければ局は夜を日についていそぎ立かへりしが三河の岡崎にて廻の告をきゝ、又、駿河に引かへし御前へ出しに君には將棋を圍みてをはせしが聞せ給ふと御愁悼の様かぎりなし局はかの御書付を取出してこそ大切の御書なれば返し奉るとて上れば女ながらも心きゝたる者よくて受取せ給ひしこそかの藩士等は内々この事をきゝ傳へていらぬ女の利益だてよといひけるとか」

十、忠輝にさついた伊達政宗の娘は五郎八姫で、忠輝伊勢に配せられた以後に於ける姫の消息に就いて一代記の示す處は次の如くである「忠輝簾中者忠輝御塾居後父仙臺中納言政宗之家ニ歸奥州ニ下リ仙城之側ヲニ居住在而是ヲ御西館トソ申ケル、後年老衰ニ及ヒ終ニ逝去也即チ松島山瑞巖寺仙城ヨリ東六里半ニ於テ葬之奉リ天麟院殿ト證ス」

## 阿部秀助